

通告7番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、全市民への物価高騰対策についてであります。

物価高騰がますます深刻な事態となっています。帝国データバンクが行った食品主要195社価格改定動向調査では、今年10月の飲食料品の値上げは合計3,024品目に上りました。深刻なのは、物価高騰が止まらないどころか、今後さらなる値上げが予想されていることです。日本世論調査会の調査では、景気が悪くなっている、どちらかと言えば悪くなっていると回答した人は83%に上り、前年の79%を上回りました。また、93%の人が値上げが生活に打撃となっていると答え、負担が重いと感じる項目は、食費が87%で最も多く、次いで光熱費、水道代が50%、交通費が40%でした。

収入が増えない中で物価高騰が止まらず、値上げが続けば、当然これまで普通に暮らしていくことができなくても、支出が増えれば生活は圧迫されてきます。市民の方々からも、こうした現状に対策を早く打ってほしいと数々の連絡が寄せられました。子育て世代の方は、働いても働いても生活は楽にならず、逆に支出が増加し、子供たちの成長にかかるお金の負担があり、本当に大変ですといった声や、未来ある子供たちにお金を使ってほしい。また、物価高騰対策をしっかりと進めてほしい。こうした声を何とか声を上げてください。このようにたくさんの声が寄せられています。しっかりと市民の暮らしを支える対策が早急に必要です。

11月28日、2025年度補正予算を閣議決定しました。補正予算には、重点支援地方交付金の拡充として2兆円が盛り込まれています。うち、市区町村には食料品の物価高騰に対する特別加算4,000億円、重点支援地方交付金の推奨事業メニューは、自治体が住民向けに行う地方単独事業に幅広く充当できる自由度の高い交付金で、住民の切実な要求、要望に活用できる財源です。

内閣府は2通の事務連絡を自治体に送っていますが、前文で、可能な限り年内での予算化に向けた検討を進めていただくようお願いいたしますと強調しています。

そこで、重点支援地方交付金について、市の配分見通しを教えてください。また、推奨メニューを年内で予算化をするのか。

2つ目は、市における物価高騰対策について何かということをお聞きをいたしま

す。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員のご質問にお答えをいたします。

これまで市における物価高騰支援は、先ほどの田畑議員への回答と重複しますが、物価高騰の影響に対応するため、市民や事業者に広く影響のある水道基本使用料の免除を実施してまいりました。また、子育て世帯向けの紙おむつを支給したほか、児童福祉施設への補助も行っております。さらに、国から要請された低所得者への給付金については、低所得世帯だけではなく、家計が急変した世帯まで、市独自で対象を広げ、支給を行いました。

このたび、国において閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援交付金の拡充が盛り込まれており、特に食料品の物価高騰に対応するための特別加算が設けられたこととされております。このことを踏まえ、本市においては、市民1人当たり6,000円の商品券をお配りする事業を実施すべく、検討を進めております。

なお、詳細については総務部長に答弁させますので、よろしく願いをいたします。

○玉田議長 総務部長。

○広岡総務部長 市来議員のご質問にお答えします。

重点支援交付金につきましては、令和7年11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために拡充する旨が盛り込まれております。正式な交付限度額については、補正予算成立後に示されることになっておりますが、目安としては、新たに設けられる特別加算分を含め、令和6年度における交付限度額のおおむね330%以上となる見込みであるとの通知がありました。このことを踏まえると、本市における交付見込額は、単純計算で1億2,492万4,000円の330%増の約4億円程度になると見込まれます。

しかしながら、この重点支援交付金の拡充については、政府補正予算案の国会審議が未済みであり、内容に変更があるおそれもあり、今申し上げた交付限度額も、あくまで見込みの金額であります。国の補正予算が成立し、交付限度額が提示されたのを受け、市における事業支援の補正予算を編成し、年内は少し難しい形ではありますが、速やかに事業を進めることができるよう努めてまいります。

次に、2点目の物価高騰対策メニューにつきましては、これまで推奨事業メニューにおける生活者支援に加え、新たに設けられる食料品の物価高に対する特別加算における事業例として、食料品の物価高騰による負担を軽減するプレミアム商品券、電子クーポン、地域ポイント、いわゆるおこめ券、食料品の現物給付など、支援が示されていることも考慮した上で、市民1人当たり6,000円の商品券の配布を行う方向で検討しております。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 国も閣議決定を行ってから、言われたとおり、予算の目安については、前年度、2024年度の補正の交付限度額掛ける330%以上で予算化を求めて、早急にできるように取り組むような形で予算化の成立、国は成立後に各自治体にどれぐらいか示すということは言われておりますが、でも予算化を立てるには、この目安をもって早くに立ててくださいということを言われました。

今回は、全市民1人当たり6,000円の商品券という形になると思うんです。それ以外に、今までこれまで行ってきた対策というのは一体どうなっていくのか。これについて継続または新たな対策を打っていくのか、それともそれで終わりなのか、その辺についてはどのようになっていくのでしょうか。それを聞かせていただきたい。

また、先ほども言ったように、子育て世代も本当に大変な状況の中で今やっているという話をたくさん聞かせていただいています。子育て対策における支援策というものは、特化したものとしてのメニューなどはないのかどうか、この辺についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えさせていただきます。

市民1人当たり6,000円の商品券を配る以外に、これまで行ってきた対策ですね、これはどうなるかと。特に子育て世帯への施策があるかというご質問だったかと思えます。

先ほど申し上げましたように、国のほうの補正予算、恐らく今日か明日には可決されるというふうに報道では見ております。それを受けて、先ほども申しましたように、市のほうにどれだけの額が下りてくるか提示がございます。それを受けて補正予算を組むというところなんです、申し上げました6,000円の商品券、これは

まず第一義に考えて、これをまず対策の1個というふうに考えております。ただ、下りてくる金額、それでいっぱいにはなるとは思っておりません。もう少し枠はあると思いますので、その枠の中で、これまでやってきたもの、もしくは検討の中で何か新しいものができれば、対策というのは講じていきたいと考えております。特に子育て世帯に対しましても何かできるものがありましたら、その中に加えていきたいというふうには考えております。

その部分につきましては、先ほど申しましたように金額が提示がまだございませんので、総額がはっきりしないところもございますので、今のところは未定という形にはなっております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問です。子育て支援策の充実について。

国保税の子供の均等割については、過去にも一般質問を行い、充実を求めてきました。国も新たに制度の拡充に動く方針を固めたとの報道もあり、さらに岩出市では一歩前へ前進を求め、質問を行いたいと思います。

社会保険の場合、収入に応じた保険料を労働者と会社が折半し、扶養家族が何人でも保険料は変わりません。しかし、国保税は家族の数が増えるごとに保険料を加算していく均等割という仕組みがあり、それが子育て世代など、家族の多い世帯の保険料を高騰させる重大要因となっています。国保と協会健保の保険料を比較すると、40歳代夫婦と子供2人、中学校1年生と高校1年生の4人世帯では、所得200万円の場合、協会健保は20万3,800円ですが、国保で言えば、岩出市の保険料は39万5,800円、国保のほうが約2倍もかかります。

加入者数に応じて定額が加算される国保税の均等割については、子供が多い世帯ほど負担増となるものとして、子育て支援の逆行だという批判が高まり、これまで全国知事会をはじめ、地方団体からも見直しが要求されてきました。

そして、過去には、私の子供の均等割についての一般質問においても、中芝市長も全国市長会において、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に関わる均等割保険料の軽減を支援する制度の創設について、国に対し要望しているとお答えになっていました。

そして、ようやく国も動き始め、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、国保制度において、令和4年度から子供の均等割保険料を軽減することとなりました。対象は全世帯の未就学児、未就学児に関わる均等割保険料、その5割を公費による軽減です。国が2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1で負担となっております。未就学児に限られており、子供の貧困対策にも子育て支援にも不十分な取組です。

そして、今年、厚労省は、未就学児が対象としていた減免措置を子供が18歳になる年度の高校生年代まで延ばす方針を決め、来年の通常国会に関連法案を提出し、2027年4月からの実施を目指すという報道がありました。国の見直しは歓迎できるものではありませんが、しかし、あくまでも減免という形であり、均等割の廃止には至っていません。子供には収入はありません。それなのに課税されるのは不合理です。子育て世帯の経済的負担軽減というなら廃止に向かうべきだと考えます。

そこで、まず1点目は、国民健康保険税の子供の均等割額の廃止は、子育て支援につながると考えるが、市の見解についてお答えください。

2つ目は、廃止をするためには、国庫負担の増額が絶対に必要となります。国に対し、国庫負担の増額により均等割額を廃止すべきと意見書を提出する考えについてお聞きをいたします。

3つ目は、国は18歳以下の均等割額の減免措置は、2027年4月からの実施を目指していますが、岩出市独自で前倒しでの実施を求めますが、市の考えについてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、子育て支援策の充実について、にお答えいたします。

まず1点目、国民健康保険税の子供の均等割額の廃止は子育て支援につながるが、市の見解は、についてでございますが、子供の均等割保険税につきましては、先ほど市来議員のほうからもございましたが、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料額の5割軽減措置を講じているところです。さらに、国において先月開催された社会保障審議会医療保険部会の中で、子育て世帯のさらなる負担軽減のため、令和9年度、2027年の実施に向けて、軽減措置の対象を高校生年代まで拡充する方針が示されております。

本市としましても、子供の均等割保険税の軽減措置を拡充する制度改正は、子育

て支援に資する施策であると考えております。制度が施行され次第、速やかに対応したいと考えます。

次に2点目、国に対し、国庫負担の増額により均等割額を廃止すべきと意見書を提出する考えは、についてですが、本市では、少子化対策の観点から、子供に係る均等割保険税の免除及び対象を未就学児にとどまらず、18歳まで全ての子供への拡充、これら2つについて、かねてから、国や関係機関に対して要望書を毎年提出しております。

次に3点目、18歳以下、高校卒業年齢までの均等割額の減免措置を実施する考えは、についてですが、市独自の施策として、18歳以下の子供に5割軽減措置を導入するとすれば、子育て支援の施策の観点から、一般会計から繰入れを実施するのが本来だと考えます。しかし、平成30年の国保広域化後は、赤字の定義変更により、一般会計からの繰入れを行う場合は、その市町村は赤字団体とみなされ、赤字を解消する計画の策定対象となるとともに、交付金が減額される措置もございます。こういったことで一般会計から繰入れしない場合は、その財源は保険税となり、いずれにいたしましても、被保険者の負担増につながるものと考えております。

以上のことから、現時点では、18歳以下の均等割保険税の5割軽減措置を市独自で前倒しして実施するのは難しいと考えます。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 均等割額の廃止や軽減については、子育て支援になるというのは、多分市としてもそれはお認めになっているということで、毎年のようにきちっと意見書を上げているということなんですね。であるならば、私は国を待たずして、やっぱり岩出市独自として、支援策等をしっかりと打ち出すということが必要ではないかと。それは国がやる前から、言うたら1年前倒しをして、そして18歳までの減免とこののをやっていくべきではないかと考えます。

というのは、全国で200を超える自治体が、既に18歳までの独自の減免をしています。例えば、子育て基金を創設し、それを活用したり、子育て応援給付金の活用したり、一般会計から繰り入れて行っている自治体が多数あると。今、先ほど言われた一般会計からの繰入れが、赤字団体というような形でみなされるというふうなこともおっしゃいました。

一般会計からの法定外の繰入れについてなんですけど、繰入れの削減解消の対象となる繰入れと、削減の解消の対象とならない繰入れというのがあると思うんです。

2つに分類されるんですね。今、多くの自治体の中では、当然、市町村の独自の保険料減免や法定外繰入れを規制することに対しては、全国知事会等々からも、地方の実情に応じた取組を阻害することがないように、地方の意見として尊重されるよう、国には意見を求めているんですが、この2つの繰入れがある中で、削減、解消の対象とならない繰入れ、この繰入れを活用して保険料減免をしている自治体があります。

繰入れは全て赤字団体になるんだ、云々かんぬんというんじゃなくて、一般会計の法定外繰入れの中にも2つの分類に分けられ、その2つの分類の中の削減、解消の対象とならない繰入れ、ここの部分で拡充しながら実施をしているという自治体が数多くあるわけなんですね。そういうような形でやっていくこともできるのではないかというのが1点です。

法定外の繰入れというのは、法律上、禁止すべきものではないというふうに国会では答弁されているんですね。だから、一般会計から繰入れするから、それが駄目なんだというわけではなく、法律上は何の問題もないという国会答弁があるんですが、それらについてどのように考えるのか。私は前倒しをしながら、やっぱり子供たち、子育て世代の応援という形でしっかりと取り組んでいくことが必要ではないかというふうに考えています。その点で、もう一回お聞かせをください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 削除の制限対象とならない繰入れもあるとのことなんですけども、市来議員の再質問にお答えいたします。

法定外繰入れは禁止なのかということですね。禁止ではありません。原則として、国保事業の財政運営は、保険料や法定負担の公費で賄われるべきであること、独自減税分を一般会計から繰り入れるとともに、決算補填目的の繰入れ、つまり赤字とみなされることや、交付金の減額もあること、それから県の国保運営方針において、決算補填目的の一般会計繰入れを生じないようにする方針などが示されていること、そういうことも総合的に見まして、禁止ではないんですけども、難しいと考えております。

それですね、あとですね、市単独で前倒しでという件につきましては、市単独でやるというのは、なかなか動きづらい側面もございますし、市独自に均等割軽措置を行うことは難しいと考えております。

システム会社にもちょっと問合せしましたところ、前倒しに行う改修を市単独で

行いますと、単独で行うと1,000万円以上かかるということで、そもそも令和8年度当初には、システム改修が間に合わないとのことでした。いずれにいたしましても、子育て支援は必要な施策であると考えますので、制度が施行され次第、9年度から実施となっているんですけども、速やかに実施したいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど言った、一般会計から法定外繰入れの件について、今、多分、部長おっしゃったのは、それは削減、解消の対象となる繰入れの話だと思うんですよ。削減、解消の対象とならない繰入れ、保険料の減免額に充てるため、地方単独事業の波及、増補填等、保険事業費に充てるため、直営診療施設に充てるため、基金積立てとか、その部分を増やして活用して、減免制度をやっているというところの自治体があるんですよ。

先ほど言ったのは、システムに間に合わへんというのは、それはそっちの問題やけど、実際に子育て、さっきも言うたけどね、社会保険料で払っているのと国保で払っているのは同じですよ、子育てしてて。同じ収入で2倍も違ってくるということについてどう考えますか。

そもそも国保というのは、低所得者やフリーランスや自営業や、そうした方々が入る保険ということですよ。子育て世代がこんなに大変なときに、国保を一般会計からでも繰り入れて、この1年でもいいですよ。しっかりと子育て施策のために軽減を行いながら、保険料を下げっていく。これ十分できるんじゃないですか。

先ほども言ったみたいに、削減、解消の対象でない繰入れを増やししながら、そこからやるというのもできるんじゃないのかなというふうに思うんです。市民の子育て世代の応援のためにも、国を待たずして、しっかりと対策を打つべきだと考えますが、最後お聞きをしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市來議員の再々質問についてお答えします。

本市においても、子供の均等割保険税に関わる免除及び対象年齢を未就学児にとどまらず、18歳までの子供全てへの拡充について、国に対して、毎年要望を行っているところでございます。

先ほども、繰り返しの答弁であるんですけども、市単独の動きはしばらく面がございませぬ。そもそも技術的にシステム改修が間に合わない、できないということも

ございますので、削減対象とならない繰入れを増やしながらいふこともご質問いただいたんですけども、ちょっとそこは難しいかなと考えております。

○玉田議長 これ、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 3つ目の質問は、結婚支援事業の現状と今後の方策についてであります。

結婚支援事業は、地域少子化対策重点推進交付金を活用し行われております。子ども家庭庁の資料を見ますと、2022年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となるなど、少子化のスピードは加速し、出生数の減少は、1、未婚化、晩婚化、2、女性人口の減少、3、夫婦の持つ子供の数の減少などを要因とし、若い世代の希望をかなえ、結果的に、晩婚化、未婚化及び夫婦の持つ子供の数の減少などに歯止めをかけることを目指すとしているわけです。

若い世代の結婚をめぐる状況では、男女ともに8割以上の未婚者が、いずれ結婚することを希望しながら、適当な相手にめぐり合わない、必要性はまだ感じない、結婚資金が足りないなどを理由とし、結婚に至っていない状況にある。また、社会の雰囲気としても、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う人の割合が27.8%にとどまるなど、子ども・子育て世帯にとって、子供を産み育てやすい状況となっていない。こうした分析等を基に、結婚、子育てに関する地方公共団体の取組に対し、国が補助金を出しております。

そこで、結婚支援事業を行政が担う意義は何かというのをお聞きします。

また、結婚支援事業の内容と実績についてお聞きをします。

3点目は、結婚支援事業のうち、特に独身男女の出会いを応援する婚活パーティーの目的及び成果指標は何か。また、実績についてお聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問、結婚支援事業の現状と今後の方策について、にお答えいたします。

まず1点目、結婚支援事業を行政が行う意義は何か、についてですが、新婚生活への経済的支援や結婚しやすい環境づくりといった、結婚に関わる様々な事業を総合的に実施できること、また、安心・安全な出会いの場を提供するなど、行政という信頼性の下、事業実施ができることがその意義だと考えております。

次に、2点目と3点目を一括してお答えいたします。

結婚支援事業のうち1つ目は、結婚祝い金で結婚を祝福し、夫婦の新しい人生を応援し、その定住を促進することを主な目的としており、祝い金は夫婦1組につき10万円で、夫婦とも39歳以下で、2年以上、本市に居住する意思のある夫婦となっています。実績については、令和6年度は申請131件、交付金額は1,310万円、令和7年度は11月末時点で申請99件、交付額は990万円です。

2つ目は結婚新生活支援補助金になりまして、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、結婚新生活を応援するため、住宅の購入費の一部を補助しております。夫婦の合計所得が500万円未満であれば、1世帯当たり60万円、または30万円の補助となっています。実績については、令和6年度は申請件数ゼロ件、令和7年度は11月末時点で申請3件、交付金額は150万円でした。

3点目は、男女の出会いサポート事業で、結婚願望がある方に出会いの機会を提供するとともに、市のPRや地域活性化に取り組むことを目的に、平成28年度から実施しています。成果指標としましては、年1回開催することとしており、事業を通じて多くのカップルが成立し、出会いのきっかけづくりになったと考えております。カップルの成立に至らなかった方からも、参加してよかったや、出会いや結婚に関して自信がついたなどのご意見をいただいております。実績につきましては、令和6年度の応募者は、男性76名、女性45名の計121名、参加者は男性22名、女性25名の計47名で、うちカップル成立数は11組でした。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 ここで問題にしたいのは、結婚支援事業のうちの男女の出会いを応援する婚活パーティーですね。ここはちょっと問題にしたいんですが、自治体の婚活支援事業における最大の問題は、明確な効果測定が非常に困難ではなからうかと。カップルはできました。その後というのは、やっぱり追えない。イベント参加数やマッチング数は把握できても、実際に結婚に至ったカップル数や、それが少子化対策にどの程度貢献したか、正確に測定することは極めて困難ではないでしょうか。

婚活支援事業の投資的効果を客観的に評価する指標というのが確立されておらず、予算の適正性や事業の継続可否を判断する基準が、すごく曖昧になっているものが現状ではないかと考えます。

国は、結婚しないから子供が増えない、結婚しないのは出会いがないからだとして、経済政策として官製婚活を推奨してきていますが、しかし、全国で実施した民間意識調査では、期待する少子化施策の中で、結婚する施策について、賃金を上

げて安定した家計を営めるよう支援することが46.8%と最も高く、次いで安定した雇用環境を提供すること、夫婦共に働き続けられるような職場環境の充実ということになっています。出会いがないことを理由に進める官製婚活は、本当の意味での少子化対策ではありません。

教育費の重い負担や不登校の急増など、子供を持てば大変なことが起こったり、長時間労働や非正規雇用の拡大、子供を産むことが不安、希望が持てない社会、こういうふうにつくっている政治の責任でもあります。

私は、この婚活については、やっぱり国が介入することや、市町村が介入することはできないと思うんです。結婚というのは、個人の選択が尊重されるべきだし、やっぱり結婚、そして出産ということが入っていれば、独身者や女性への社会的圧力をかけてしまう原因にもつながってくる問題ではないかと考えます。

税金を使った婚活支援施策については批判も多くあることと、また行政自体がやっぱり介入すべきではないと、やめる自治体も増えてきています。なぜかと言うたら、先ほど言ったみたいに、数字で追えないからですよ。

先ほども言ったみたいに、安心感があると言うんですけど、人にまで行政が責任を負っているわけではありません。行政がやっているから安心あるんだと言っているんだけど、カップルはできて、数字は分かっても、その後は分からないという状況から見たって、こういうことは進めるべきではないというふうに考えています。

私は、これはもうやめるべきではないかというふうに考えておりますので、それをまだまだ継続させていくのか、それともやっぱり判断をし、行政としては、こうした問題については、しっかりと考えてやめていくという、そうした回答を求めますが、いかがでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

男女の出会い事業をやめるつもりはないのかということですが、男女の出会いサポート事業は、令和6年度の応募者数が、先ほど申しましたように121名ありまして、25名のところへ、76名来たり、たくさん要望がございました。行政の信頼性の下、一定のニーズがあると考えておりますので、今年度も事業は実施する予定でございます。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 今年度はやるということです。じゃあ、来年度どうされますか。これね、だからさっきから言ってるみたいに、公ですることによって、結婚しなければならない、子供を産まなければならない、そんなふうになるような形になりませんか。推し進めるような形になりませんか。自由を侵す、自由じゃないですか、結婚するのも子供を産むのも、全て自由の中で、それを行政が進めることによって、結婚しないといけない、そうできなければ駄目だというような社会になってしまいかねない問題を指摘しているんです。

そうした意味では、こういうのは、お金の使い方としてやめたほうが良いと考えるのと、それで言うんだったら、例えば、祝い金のところ、年齢で区別しているのも、私は嫌なんです。39歳以下、29歳以下で、金額が大きくなって、39歳まで、これは何を意味しているかと言ったら、女性が子供を産む年齢で区切っているんですよ。あくまでも、だから子育て支援施策やからね、そういうふうになっているんだけど、逆に言えば、婚活ではないその部分のお金をこちら側に持ってきて、それこそ生活の支援のために頑張って生活してくださいというような形をするんだったら、私、大歓迎ですよ。そっちのほうがずっと効果あると思います。岩出市に住んでよかったです、まず思います。

それに切り替えるとか、そういう対策を打つべきだと考えますが、いかがでしょうか。再度お聞きして終わります。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

男女の出会い事業ですね、来年度も続けていくのかというようなことなんですけども、今後については、今年度の結果等を踏まえ検討してまいります。

個人の選択の自由とかですね、女性の社会的圧力というようなことを侵すというようなこともおっしゃっておられましたが、そのような点も含め検討してまいります。

それから、結婚祝い金が39歳以下の夫婦となっていると。年齢で区切っているのをやめてはどうかというようなお話でございましたが、結婚祝い金が定住促進という面もございまして、年齢制限の見直し、39歳ということの見直しにつきましては、他施策とのバランスも考えながら、市全体で研究してまいりたいと考えております。

○玉田議長 副市長。

○川端副市長 市來議員の再々質問の中で、議員おっしゃるように、結婚というのが少子化対策というのは、ちょっと短絡的な話もあると、確かに思うところがあって、無理やり産めというのも変な話で、結果的につながればいいなとは思いますが。ただ、結婚祝い金にしる、婚活パーティーというていいのかどうかはさておいて、これって定住促進の意味合いがほとんどやと思うんです。本来、岩出とか地元でこれからも住んでみたい、でも子供が1人しかない親御さんとかいうときに、出会いの場が欲しいなというのが、そもそもこの事業の発端やったと思うんです。

そういう場で、民間のそこへ行ってもいいけど、そういう点ではちょっと地元の人にとっては、やっぱり市でやっているということは、1つの安心感もあって、まずきっかけづくりでやるのがいいのかなということで、多分始めたんだと思います。

そろそろその辺の効果も含めてという話もあるんですけど、今現在、120名超える申込みもあるというのは、これは1つの成果でもあるとは思いますが、その辺も踏まえて、今後検討していきたいと思っています。

○玉田議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。